

市立小中学校児童生徒数増加への対応について

現在の市立小中学校の児童・生徒数の増加対策について、平成28年11月に設置した市立学校児童・生徒増加対策庁内検討会議において検討を重ねた結果を下記のとおりまとめた。今後は、その考え方・対応策に沿って、必要な学校における教育施設等の確保、指定校変更の要件変更、学区の変更等時宜に応じた取り組みを行う。

1 児童生徒数増加対応の考え方

- (1) 全小中学校の指定校変更における距離要件を、小学校は平成32年4月を、中学校は平成35年4月を目途に廃止する。ただし、児童生徒の兄姉が指定校以外に通学していることを理由とした変更については、新入学及び転入学時点で就学児童の兄姉が在学している場合のみ認める。
- (2) 校舎等の普通教室形状の教室については、普通教室に転用することを基本とする。
- (3) PC室は1教室分のスペースに縮小し、残りのスペースを普通教室に転用可能とする。また、ランチルームについても、同様に転用可能とする。
- (4) 校舎内の教室の普通教室への転用、あそべえ・学童クラブ室の学校敷地等への移転拡充でも解決が望めない場合は、学区の一部変更等についても検討する。

2 学校別の児童生徒数・学級数の推計と、課題への対応案

個別の学校ごとの児童生徒数の推計と、校舎等での普通教室への転用では対応しきれない場合に検討する対応案については下表のとおりである。

【小学校】

	H29 通常級		ピーク時推計			想定される主な課題への対応案
	児童数	学級数	年	児童数	学級数	
一小	413	13	36	606	19	・あそべえ・学童・防災倉庫の学校敷地内・隣接地での移転拡充を検討する
二小	395	13	35	461	15	
三小	432	13	36	471	14	
四小	353	12	37	467	15	
五小	426	14	40	558	18	
大野田小	750	22	37	977	29	・必要な改修について、外部委託により詳細な検討を進める ・教育支援センターの校外への移転を検討する ・学区の一部変更を行う ・特別支援学級（知的障害学級）の学区の一部変更を行う
境南小	525	17	38	712	22	
本宿小	350	12	40	490	18	
千川小	306	12	29	340	12	
井之頭小	451	15	36	873	25	・あそべえの面積不足への対策について検討を進める ・学区の一部変更を検討する
関前南小	263	11	31	371	13	
桜野小	909	26	32	999	29	

【中学校】

	H29 通常級		ピーク時推計			想定される主な課題への対応案
	生徒数	学級数	年	生徒数	学級数	
一中	294	9	43	715	21	
二中	368	11	42	494	15	
三中	329	9	43	409	12	
四中	404	12	39	524	15	
五中	244	7	43	373	12	
六中	202	6	30	209	7	

※ピーク時推計の年は最大学級数に達した最初の年。児童生徒数は平成49年度までの最大時の数値。

※各校の教室運用の検討にあたっては、児童生徒数以外に、特別支援学級、地域子ども館等の動向についても反映している。

3 地域子ども館の施設整備についての考え方

- (1) あそべえ・学童クラブの児童数増加にあたっては、既存校舎等において整備基準を踏まえて整備拡充する。
- (2) 既存校舎等において整備するスペースがない場合は、学校敷地内に新規建設を含めて整備する。

4 市立小中学校の指定校変更における距離要件の見直しについての基本方針

- (1) 教育委員会が指定する学校より通学距離が短いことを理由とする指定校変更については、児童・生徒数を正確に把握して学校施設を着実に整備し、また、地域が一体となって子どもたちの成長を支える環境づくりを進めていく観点から、廃止することとする。
- (2) 児童生徒の兄姉が指定校以外の学校に通学・卒業していることを理由とした変更については、新入学及び転入学時点で就学児童の兄姉が在学している場合のみ認める。
- (3) 小学校は平成32年4月から、中学校は平成35年4月からを目途に、新入学及び転入学する児童を対象に適用する。
- (4) すでに指定校変更により就学している児童生徒については、引き続き学校長との面談を踏まえ、通学に支障のない限り対象外とする。

※大野田小学校については平成29年4月から、第一小学校・第五小学校・井之頭小学校については平成31年4月から適用することをすでに決定し、公表している。

5 市立小学校の学区変更についての考え方

- (1) 教室数・学童クラブ面積の不足が見込まれる、大野田小学校及び井之頭小学校については、それぞれの隣接学校も含めた学区変更を実施する方向で検討する。大野田小学校については、平成32年度を目途に学区の変更を行う。
- (2) 学区変更の適用にあたっては、すでに就学している児童は卒業時までの在学を認める。また、新入学及び転入学時に兄姉が在学している場合は、入学を認める。
- (3) 特別支援学級（知的障害学級）については、大野田小学校に児童が集中していることから、平成30年度を目途に学区の変更を行う。